

添付書類一覧表（建設工事）

変更事由(事項)	添付書類
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等（3ヶ月以内であればコピー可）※1 ・誓約書
代表者（法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等（3ヶ月以内であればコピー可） ・委任状（営業所長等に権限を委任する場合） ・誓約書
営業所長等（受任者）・職氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状
本社の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等（3ヶ月以内であればコピー可） ・誓約書
建設業許可の種類又は区分、その他建設業関連業務の許可等	<p>許可区分の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証明書もしくは受付印のある許可申請書（様式第1号）及び別表 ※2 <p>一部廃業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証明書もしくは受付印のある廃業届及び別表
希望業種の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果通知書の写し ・許可証の写し
使用印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑届 （注）使用印鑑の変更の場合における「入札参加申込書記載事項変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。 ・委任状（営業所長等に権限を委任する場合）
委任先の設定 （本社から委任先に登録を変更する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・営業所一覧表（建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し（変更先の営業所の許可業種が記載されているもの）） ・使用印鑑届 （注）使用印鑑の変更の場合における「入札参加申込書記載事項変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。 <p>※委任先が市内の場合（開設後1年以上経過必要）</p> <p>上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（法人市民税・固定資産税）
本社又は委任先の電話番号・FAX・メールアドレス	<p>※添付書類は不要（「入札参加申込書記載事項変更届」のみ提出）</p>
委任先の所在地・職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状

変更事由(事項)	添付書類
委任先の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・営業所一覧表（建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)の写し（変更先の営業所の許可業種が記載されているもの）） ・使用印鑑届 （注）使用印鑑の変更の場合における「入札参加申込書記載事項変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。 ※委任先が市内の場合（開設後1年以上経過必要） 上記に加え、 ・納税証明書（法人市民税・固定資産税）
委任の取りやめ ※登記簿上、本社（本店）及び支社（支店、営業所等）の 登記状況に変更がない 場合	<p>※添付書類は不要（「入札参加申込書記載事項変更届」のみ提出）</p> <p>※委任の取りやめについては、添付書類の提出は必要ありませんが、「入札参加申込書記載事項変更届」の「変更事項」の欄に「委任の取りやめ」と記載してください。</p>
委任の取りやめ （これまで委任先として登録していた支社（支店、営業所等）を本社（本店）として登録） ※これまで登録されていた支社（支店、営業所等）が本社（本店）として 変更登記された 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本等（3ヶ月以内であればコピー可） ・誓約書 ・使用印鑑届 （注）使用印鑑の変更の場合における「入札参加申込書記載事項変更届」の記載方法について、「変更事項」の欄に「使用印鑑」と記載し、「変更前」の欄に変更前の使用印鑑を押印し、「変更後」の欄に「使用印鑑届のとおり」と記載してください。 ※「入札参加申込書記載事項変更届」の「変更事項」の欄に「委任の取りやめ」と記載してください。
経営事項審査の受審	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果通知書の写し <p>※「入札参加申込書記載事項変更届」の様式の添付は不要です。</p>
合併・吸収・事業継承等	<ul style="list-style-type: none"> ・その事実が確認できる書類等 <p>※変更の内容により、その他提出する書類が必要な場合があります。 お手数ですが、お問い合わせください。</p>

※1 登記簿謄本等について

登記処理のために遅れる場合は、株主総会の議事録の写しを添付し、登記完了後速やかに提出してください。

※2 許可証明書もしくは受付印のある許可申請書（様式第1号）及び別表について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2号の関係書類をいいます。